【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（外国会社訂正報告書の提出等）

**第十七条の九**　第十七条の三第一項及び第四項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

２　法第二十四条の二第四項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国会社報告書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

三　訂正の箇所及び訂正の内容

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】

（改正後）

（外国会社訂正報告書の提出等）

**第十七条の九**　第十七条の三第一項及び第四項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、報告書提出外国会社が外国会社訂正報告書を提出する場合について準用する。

２　法第二十四条の二第四項において準用する法第二十四条第九項に規定するその他内閣府令で定めるものは、次に掲げる事項を日本語によつて記載したものとする。

一　訂正の対象となる外国会社報告書及びその補足書類の提出日

二　訂正の理由

三　訂正の箇所及び訂正の内容

（改正前）

（新設）